

令和6年度 嘉麻市教育委員会 生涯学習課事業総括表

令和6年度 総括

番号	アクションプラン主要施策	アクションプラン施策内容	アクションプラン事業名	個別事業名	令和6年度 総括					
					Plan 実施目標	Do 実施時期	Do 具体的内容	Check 成果	Check 課題	自己評価
1	6 人権尊重精神を育成する教育の推進	(2)社会教育における人権・同和教育の推進及び支援	① 人権・同和教育推進事業	地域等での人権・部落問題研修会	行政区、団体・サークル、企業等の人権・部落問題に関する学習を推進し、地域社会や職域などにおいて、人権尊重の涵養を図ります。 市民を対象に各地区公民館において人権・部落問題についての研修会を行い、日々の暮らしや住民の自然な会話の中から人権意識の広がりを図ります。 子どもたちを対象に人権について学ぶ機会を確保し、人権問題についての正しい認識と理解を深めます。	4月1日～3月31日 地域等での研修会開催数(24回/年) パネル展等の研修会の開催(1回/年)	研修会の実施にあたっては、視聴覚教材などを活用し、人権・部落問題について考えるきっかけを提起し、自らの偏見や差別意識、忌避意識を見直すとともに、正しい認識と理解を深める学習の場とします。 地域等で実施する人権・部落問題研修会については、参加者の要望等に応じた研修内容で実施します。 各地区公民館で行う人権・部落問題研修会については、各地区公民館と連携を図ります。 子どもたちを対象とした学習会については、生涯学習課が実施する事業の中で実施するとともに、小・中学校で行っている人権学習にゲストティーチャーとして積極的に参加します。	地域等で行う人権研修では、人権ビデオ視聴後、パワーポイントを使用し、ビデオ内容の振り返りを行うことで、人権問題についての理解が深まり、日常生活においても差別への気づきに繋がっています。公民館分館事業である「ときめき学習」で人権学習を行い、子どもたちへの人権について考える機会を確保しました。(地域等での研修会17回) また、本年度も、「人権パネル」展を開催し、人権感覚を高める機会と場の提供を確保しました。(2回/年)	地域住民によって構成された行政区において、人権・部落問題研修会が開催されるよう、積極的に働きかける必要があります。各審議会等においても、人権・部落問題研修会の開催を促す必要があります。社会状況に応じた個別の人権課題及び地域のニーズに合った研修内容となるよう工夫改善に努める必要があります。	B
2	6 人権尊重精神を育成する教育の推進	(2)社会教育における人権・同和教育の推進及び支援	① 人権・同和教育推進事業	事業主人権・部落問題研修会	市内事業所の事業主を対象に人権・部落問題研修会を開催し、事業所内全体の人権感覚が高まっていくよう目指します。	4月1日～3月31日 (1回/年) (67事業所)	人権・同和对策課と連携し、飯塚公共職業安定所との共催で、市内事業所の事業主を対象に外部講師等による人権・部落問題研修会を開催します。	「障がい者の人権」をテーマに外部講師による人権・部落問題研修会を開催し、事業主及び事業所内の人権意識の向上を図ることができました。(1回/年・75事業所)	関係部署と連携・協議し、より多くの事業所が参加するような研修会にしていく必要があります。	A
3	6 人権尊重精神を育成する教育の推進	(2)社会教育における人権・同和教育の推進及び支援	② 人権・同和教育推進少年団体育成事業	解放子ども会	解放子ども会活動を通じて、差別を許さず、差別をなくしていこうとする子どもの育成を支援します。	4月1日～3月31日 運営委員会参加(2回以上/年) 学習内容協議への参加(11回/年) 解放子ども会への参加(32回/年)	部落差別をはじめあらゆる差別をなくすことを主たる目的として活動する団体が企画運営する解放子ども会事業について、嘉麻市解放子ども会事業補助金交付規程に基づき補助金を交付します。	小・中・義務教育学校と情報共有を図り、子どもたちの部落問題学習が深まる活動となるよう助言等を継続しています。週1回の学習とフィールドワークを行い、差別に立ち向かえる子どもの育成を支援しました。(運営委員会参加7回・学習内容協議への参加12回・解放子ども会への参加35回)	補助事業の目的及び内容となっているか、注視し、また事業展開が子どもたちの部落問題学習の深まりとなっているか、継続して支援を行う必要があります。	B
4	6 人権尊重精神を育成する教育の推進	(2)社会教育における人権・同和教育の推進及び支援	③ 人権・同和教育推進団体育成事業	解放学級	社会の変化に伴い多様化する厳しい差別の実現に打ち克つ力を身につけるため、一人ひとりが継続して自ら気づき、考え、行動する力を培う学習活動を学校と協力して支援します。	4月1日～3月31日 解放学級(7学級) 合同学習会(1回/年)	各地区において自主的に計画した人権学習を月1回実施します。 開講式、合同学習会を実施することで、共に学び合い、お互いの理解と心の繋がりを深めます。	地域住民の自主的・主体的な学習活動を学校と協力してサポートすることにより、学級生一人ひとりが、人権問題について更なる正しい認識と理解を深め、継続して学びの場となっています。 5学級が開講し、合同フィールドワーク、合同学習会を行い、共に学び、学級生同士の交流を深めることができました。(解放学級5学級・合同学習会1回/年)	学級生の自主的・主体的な学習活動を引続き支援し、学習内容の工夫・充実を図る必要があります。 学習の機会を持つとする意識になるよう働きかけ、学びの継続に繋がるよう支援する必要があります。 地域の協力を得ながら、学級生の拡大を図る必要があります。	B
5	6 人権尊重精神を育成する教育の推進	(2)社会教育における人権・同和教育の推進及び支援	③ 人権・同和教育推進団体育成事業	識字学級	日常生活において文字の読み書きに不自由している人の読み書きを学ぶ場と学ぶ機会の確保を図り、活動を支援します。	4月1日～3月31日 識字学級(1学級)	週1回識字学級を開催し、学校と協力して文字の読み書き学習を支援します。 また、自主学習においては、学習内容が異なるため、分からないところは質問できる雰囲気づくりを支援していきます。	様々な教材を活用し、学級生それぞれが学習内容を深めることができるよう支援を行ない、学習の場と機会の確保を図ることができました。そのことが、日常生活に即した学びに繋がっています。(識字学級1学級)	学びを継続することで、生きることへの自信や喜びに繋がるよう支援することが必要です。	B